

二学会合同開催による学術集会(Neurosurgery Kinki Autumn meeting)の 収入及び支出の帰属に関する覚書

日本脳神経外科学会近畿支部（法人名 一般社団法人日本脳神経外科近畿）（以下「甲」という）及び日本脳神経血管内治療学会近畿地方会（以下「乙」という）が、学術集会を合同で開催するにあたり、学術集会の収入及び支出を各団体に帰属する方法について、以下の通りに覚書を締結する。

（合同開催の同意）

第1条 甲及び乙は、学術集会 Neurosurgery Kinki Autumn meeting を合同で開催することを合意するものとする。

（収入及び支出について）

第2条 甲及び乙は、Neurosurgery Kinki Autumn meeting 開催に伴うすべての収入および支出を共有し、学術集会の開催ごとに単一の預金口座を作成して管理する。

（預金口座の管理について）

第3条 第2条の預金口座の名義は「Neurosurgery Kinki 20xx Autumn meeting 代表〇〇」とし、同代表は日本脳神経外科学会近畿支部学術集会の当該会長とする。

（収入について）

第4条 収入とは、次に掲げる項目をすべて含む。

- ① 学術集会参加費収入
- ② 企業共催セミナー収入
- ③ 機器展示収入
- ④ 書籍展示収入
- ⑤ 広告掲載料収入
- ⑥ 各学会あての寄附金
- ⑦ 各学会本部からの補助金

（支出について）

第5条 支出とは、次に掲げる項目をすべて含む。

- ① 学術集会運営会社の委託費用
- ② 会計処理業務費用
- ③ 会場費
- ④ 招待演者の旅費及び謝金
- ⑤ その他主催団体が直接支出した費用

（財務処理について）

第6条 第1項

任意団体「Neurosurgery Kinki 20xx Autumn meeting」として、学術集会の開催ごとに財務処理および税務申告を行う。

第2項

税務処理後の余剰金については、一般社団法人日本脳神経外科近畿に寄付するものとする。万が一、損益となった場合、一般社団法人日本脳神経外科近畿が損益補填を行う。

(期間について)

第7条 本覚書は、Neurosurgery Kinki Autumn 2018 から適用され、甲乙のいずれかから、書面による解約の申し出がない限り、自動的に継続されているものとみなす。

(協議事項)

第8条 この覚書の解釈または、この覚書に定めなき事項について、疑義を生じた場合には、甲及び乙協議のうえ、誠意をもって解決するものとする。

上記合意の証として本書を2通作成し、甲乙、記名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年9月8日

甲 京都市左京区聖護院川原町54

一般社団法人日本脳神経外科学会近畿
代表理事 宮本 享



乙 京都市左京区聖護院川原町54

日本脳神経血管内治療学会近畿地方会
代表幹事 石井 暁

